（仮称）豊島区新ホール基本計画

平成２６年（2014年）3月
豊島区

目　次

1. 基本計画の目的と位置づけ
（1）計画の目的 ・・・・・ 1
（2）計画の位置づけ ・・・・・ 2

2. 基本方針
（1）文化創造都市のシンボルとしての新ホール ・・・・・ 3
（2）にぎわい創出の拠点としての新ホール
（3）都市としての価値を創造する新ホール
（4）環境負荷の低減に配慮した新ホール
（5）安全・安心を推進する新ホール

3. 事業計画
（1）事業方針 ・・・・・ 4
（2）事業展開

4. 運営計画
（1）施設運営の基本的な考え方 ・・・・・ 5
（2）組織計画

5. 施設計画
（1）施設計画の考え方 ・・・・・ 6
（2）施設構成
（3）施設規模 ・・・・・ 7
（4）諸室概要 ・・・・・ 8
（5）その他施設計画における留意点 ・・・・・10

6. 整備手法・整備費概算 ・・・・・11

7. 今後の課題
（1）準備体制 ・・・・・11
（2）整備状況の周知・説明など
（3）管理運営方法の検討

8. 整備スケジュール ・・・・・12

用語注釈 ・・・・・13

[参考資料] ・・・・・15

1．基本計画の目的と位置づけ

（1）計画の目的

現在の豊島公会堂は、昭和２７年（1952 年）に都内の公共ホールの先駆けとして建設されました。

しかし、開館から 60 年以上が経過し、施設全般にわたり老朽化が進んでいます。そのため施設機能が著しく低下し、交通至便の位置にありながら近年の利用ニーズに応えられない状況です。

平成 22 年 11 月に策定した「新庁舎整備推進計画」では、新庁舎の移転に伴い、現庁舎地（本庁舎敷地及び公会堂・分庁舎敷地）の民間活用にあわせ、新たな公会堂を整備することとしています。

平成 23 年には、現庁舎周辺の地元の方々による「現庁舎周辺まちづくりを考える会」が発足、平成 24 年 5 月、「新たなにぎわいを呼び、まちの魅力と回遊性を高める必要がある」との提言をいただきました。

こうしたことを踏まえ、現庁舎地と周辺エリアのにぎわいを創出させる新たな役割を担う「（仮称）豊島区新ホール」（以下、「新ホール」という。）を「文化創造の拠点」として整備します。新ホールは、区民センター、中池袋公園、周辺道路も含め一体整備を行うことで池袋副都心の魅力を発信していきます。

平成２５年４月からは、区長をトップとした「豊島区現庁舎地活用に係る新ホール検討会」を設置し検討するとともに、利用者アンケートや懇談会、興行を行う事業者・プロモーター（※1）への意向調査も実施しました。

施設のあり方や機能、諸室等、様々な視点から検討を進めた結果、新たな公会堂を新ホールとして整備する方針をまとめました。

本計画は、これまでの検討結果を受けて、新ホールの施設構成・規模等、基本的な事項をまとめたものであり、今後の施設計画へとつなげていくための基本方針となるものです。

（2）計画の位置づけ

この計画は、「豊島区文化芸術振興条例」（平成１８年４月施行）（※2）および「豊島区文化政策推進プラン」（平成２２年３月策定）（※3）の趣旨を踏まえたものであるとともに、区の基本構想、基本計画における「価値あるまち」の実現に向けた分野別計画「伝統・文化と新たな息吹が融合する文化の風薫るまち」の理念や基本的な方針に基づくものでもあります。さらに、現庁舎地と周辺エリアの一体的な整備に伴い、「豊島区民センター改築基本計画」（平成２６年３月策定予定）、「現庁舎周辺まちづくりビジョン」（平成２６年３月策定予定）（※4）との連携も図ります。

また、国の「文化芸術振興基本法」（平成１３年１２月施行）や「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」（平成２４年６月施行）、東京都の「東京都文化振興指針」（平成１８年５月策定）との整合性を図っています。

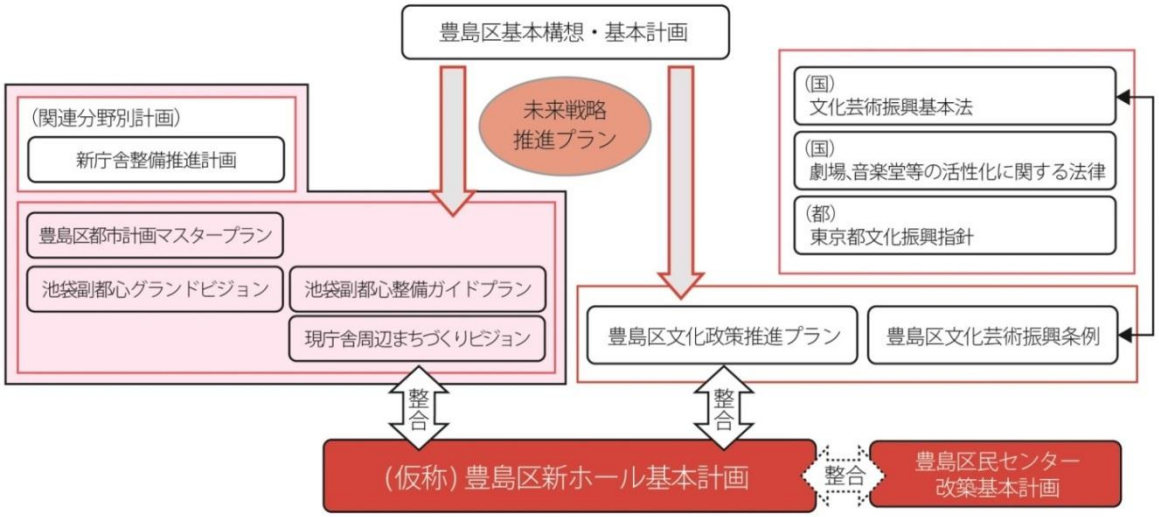

2. 基本方針

（1）文化創造都市のシンボルとしての新ホール

「豊島区文化政策推進プラン」に定めた「質の高い文化芸術創造環境の整備」を実現するため、新ホールを、豊島区の中心から質の高い優れた舞台芸術や音楽を発信する「文化創造の拠点」として整備します。区民が文化に親しむことができ、身近で愛着を感じられる「文化創造都市としま」の新たなシンボルとなる施設をめざします。

（2）にぎわい創出の拠点としての新ホール

新ホールは、池袋駅至近という好立地を活かし、池袋副都心全体のまちづくりにおける、新たなにぎわいと豊かな回遊性を生み出す拠点とします。区民センター、中池袋公園、周辺道路等と一体的に整備することにより集客性を高め、にぎわい創出の相乗効果を生み出します。新庁舎・南池袋公園周辺地区同様、にぎわいあふれる空間を創出する拠点として位置づけ、池袋副都心の都市づくりの中心的な存在とします。

（3）都市としての価値を創造する新ホール

新ホールは、文化の創造発信、にぎわい創出を通じて、都市としての価値を高めます。区民が、小中学校の連合行事や成人式などを通じて子どものころから親しみ、故郷としての愛着と誇りを育てる施設とします。

（4）環境負荷の低減に配慮した新ホール

省エネルギー機器や地域冷暖房（※5）を導入することによって、ヒートアイランド（※6）や CO_2 の縮減が図られる省エネルギー型の新ホールをめざします。

（5）安全・安心を推進する新ホール

高齢者や障害者、子育て中の方など、鑑賞者の誰もが安心して利用できるよう、バリアフリー（※7）・ユニバーサルデザイン（※8）に配慮した新ホールをめざします。

また、災害時には駅に近接する立地を活かし、帰宅困難者の一時滞在施設として活用します。

３．事業計画

（１）事業方針

新ホールは、「文化創造都市としま」のシンボルとして、また、「文化創造の拠点」として、中長期的な視点に立ち、以下に掲げる事業を展開します。それぞれの事業が相乗的な効果を生み出すよう、今後、事業の柔軟な運用計画の構築が必要です。

多彩な事業を通じて文化を発信し、その活力がホールから周辺エリア一体に広がることにより、多くの人が集い回遊するにぎわいあふれる空間の創出を実現していきます。

（２）事業展開

①多様なニーズに応える鑑賞事業

②質の高いサービス、ホスピタリティ（※9）による施設提供事業

③豊島区の新たな文化を創り出す創造事業

④地域文化団体の支援及び子どもたちの育成事業

⑤区内外及び他都市の文化施設との交流・連携事業

４．運営計画

（１）施設運営の基本的な考え方

新ホールは、文化芸術を通じたまちづくりや文化創造都市にふさわしい活動を展開していく「文化創造の拠点」としての管理運営が求められます。公の施設としての位置づけではありますが、施設目的、理念を効果的・効率的に実現するために、できる限り柔軟かつ大胆な運営が可能となるよう検討していくことが必要です。詳細については、今後、「管理運営基本計画」としてとりまとめていくこととし、施設の持つ機能を充分に活かした運営が行えるよう検討を進めていきます。また、管理運営主体のあり方も、今後検討していきます。

（２）組織計画

① 組織のあり方

新ホールは、文化創造都市のシンボルとなり、池袋副都心の新たなにぎわいを生み出す起爆剤としての役割を期待されています。それを実現する事業を展開していくために、専門的な事業運営能力を有した組織体制であることが求められます。

- ●専門的な事業運営能力を有した事業推進体制
- ●効率的な人材配置

② 必要な職能の整理

新ホールが行う事業、運営を実現するために、以下のような職能を配置することが必要です。

【必要な職能例】

●統括責任者	経営統括責任者
●総務系	庶務、経理、施設管理
●事業系	事業責任者、営業、票券、広報、情報、企画制作、普及育成、施設提供、受付・チケット販売、レセプショニスト（※10）
●技術系	技術責任者、舞台、照明、音響、技術調整

5. 施設計画

（1）施設計画の考え方

① 誰もが快適で安心して鑑賞できる施設

子どもや高齢者、障害者、妊産婦など、誰もが快適で安全に施設を利用できるよう、アクセシビリティ（※11）の高い施設をめざします。

客席空間は、全ての鑑賞者が安心して開演から終演までの時間を快適に過ごせるようにします。また、客席から舞台までの最大視距離を極力短くして舞台を取り囲む配置にすることで、客席と舞台が一体化できるようにします。さらに、どの客席からでも舞台をおおむね見渡すことができる、舞台芸術の鑑賞にふさわしい客席空間を計画します。

② 機能的で使いやすい施設

基本方針に基づき、新たな文化芸術拠点とにぎわい創出をめざす施設として、成人式や学校行事などの利用から、オペラ・バレエ・ミュージカル・歌舞伎・伝統芸能・コンサート等の興行利用まで、多様な文化芸術活動に対応できるよう、運営面も含めて柔軟性の高い施設とします。

また、そのために必要な諸機能や設備を備え、安全で機能性に富んだ使いやすい施設をめざします。

③ 周辺環境との調和とまちづくりの核となる拠点整備

現庁舎地周辺は、池袋副都心の新たなまちづくりの拠点のひとつとして位置づけられています。新ホールは、中池袋公園などと一体となり新たなまちのランドマークになるとともに、にぎわいのシンボルとなる施設とします。

（2）施設構成

主にホール機能を中心として、施設を構成します。

① ホール機能

成人式や学校行事等の開催、区民の文化芸術活動の発表の場となると同時に、オペラ・バレエ・ミュージカル・歌舞伎・伝統芸能・コンサート等多様な分野に対応し、興行などに多く利用されるホールをめざします。

② 交流機能

施設の顔となる機能を有し、鑑賞者の主たる出入口であるエントランスを計画します。開演前、休憩中、終演後の鑑賞者同士の交流の場としてホワイエ（※12）を計画します。ホワイエには休憩中等に利用できるドリンクコーナーを計画します。

③ 管理機能

新ホールを管理運営するための機能として、施設管理者事務室等を計画します。

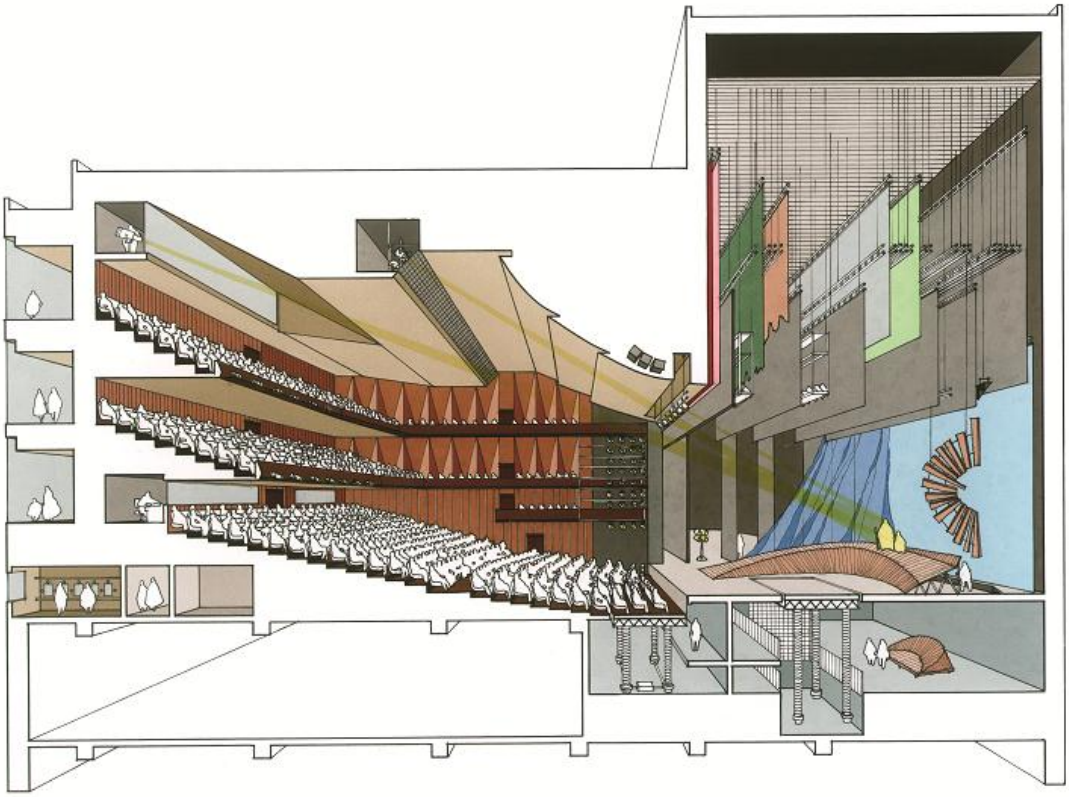

【ホールイメージ図】

（3）施設規模

新ホール専有部分面積として約 6,000 ㎡程度を予定しています。

機能	主な想定諸室
ホール機能	舞台、客席（1,300 席以上）、楽屋口、楽屋、各調整室（※13）、搬入口・荷捌きスペース、倉庫等
交流機能	エントランス、ホワイエ等
管理機能	施設管理者事務室、倉庫等

（4）諸室概要

① ホール機能

（ア）舞台

- プロセニアム形式（※14）の舞台を持つホールとします。
- 舞台間口 16.4m（9 間）、奥行 16.4m 程度とし、プロセニアム高さは約 10.0m（33尺）程度として計画します。
- オペラ・バレエ・ミュージカル・歌舞伎・伝統芸能・コンサート等本格的な舞台芸術作品の上演に対応できる舞台設備を設けます。
- オーケストラピット迫（※15）を設け、オペラ公演や前舞台を設けた演劇公演にも対応できる計画とします。
- 11ｔトラックなど大型車両による搬出入に対応し、応分の荷捌きが可能な搬入口、舞台の搬出入専用エレベーターを設けます。
- 舞台に近接して舞台備品倉庫、ピアノ庫などを計画します。
- 大迫（※16）を設け、舞台下部にある奈落（※17）から出演者や大道具が乗り込み、昇降ができる計画とします。

（イ）客席

- 客席は３階席まで設け、1,300 席以上とします。
- 客席から舞台までの最大視距離を極力短くし、どの席にも十分な鑑賞環境を確保します。
- 多層バルコニー席を備え、想定鑑賞者数に合わせて客席を部分利用できるよう配慮します。
- 客席の配置にも配慮をし、快適性向上に努めた計画とします。
- 舞台上からの音を有効に伝搬できる客席空間とします。
- オーケストラピット、脇花道（※18）が設置される場所は移動客席とします。
- 車いすに座ったままでの鑑賞者に対し、十分な鑑賞環境を確保します。
- 客席後方には、各種舞台設備調整室及び親子での鑑賞や撮影などにも利用できる多目的室を配置します。

（ウ）付随機能

上記に付随して以下の機能の整備をします。

- 楽屋口
- 楽屋
- アーティストラウンジ（※19）
- 主催者控室
- 衣裳室・洗濯機室
- シャワー・トイレ（多目的トイレを含む）
- 舞台技術スタッフ控室
- 調整室・投光室（※20）
- 舞台設備機械室
- 搬入口・荷捌きスペース
- ピアノ庫
- 倉庫

② 交流機能

（ア）エントランス

エントランスは、ホールの顔となるような、まちを通る人にアピールできるような出入口として計画をします。

（イ）エントランスロビー

もぎり（チケットの半券をもぎ取る行為）や受付等を行います。

（ウ）ホワイエ

ホール利用者が開演前や休憩時に利用できるドリンクコーナーを設けます。

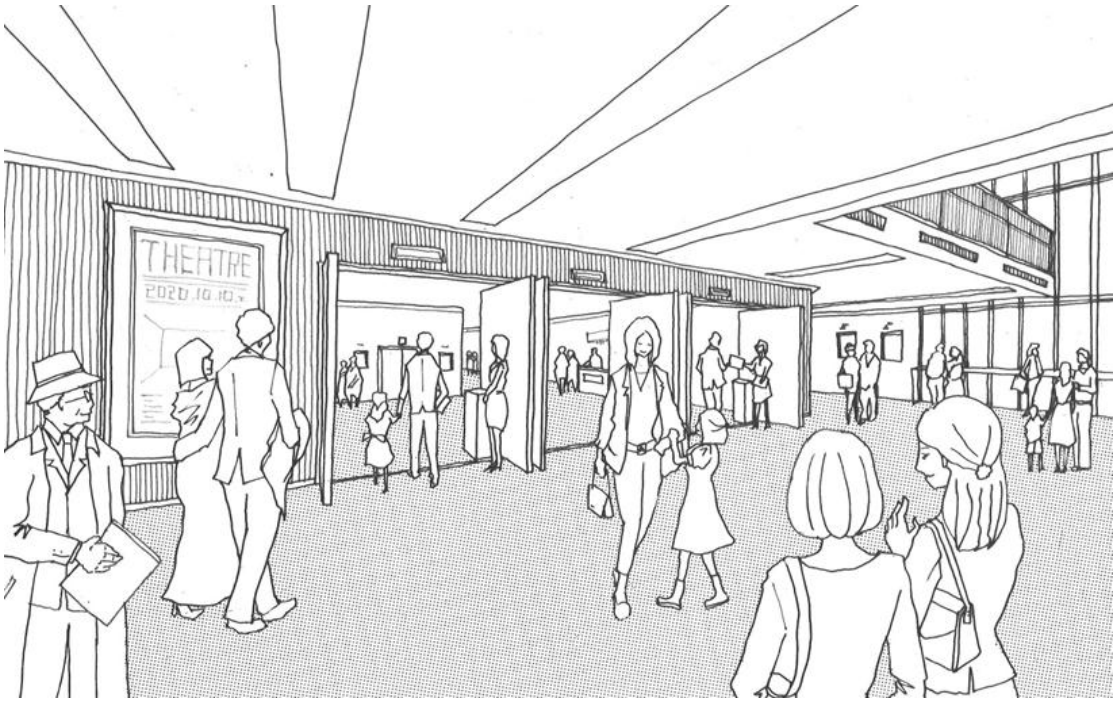

【ホワイエイメージ図】

③ 管理機能

（ア）施設管理者事務室

ホールの管理運営を行うため、職員が執務する事務室を計画します。

【事務室に付随する諸室例】

- 会議室
- 更衣室
- 利用者カウンター

（イ）その他管理諸室

その他施設の管理運営を行うにあたり必要な機能を計画します。

【管理諸室例】

- 倉庫
- 機械室
- 清掃員控室等
- 救護などが可能な部屋

（5）その他施設計画における留意点

① 環境負荷の低減に配慮

新ホールの省エネルギー化により CO_2の削減やヒートアイランド対策を講じるなど環境負荷の低減を検討します。

② 安全・安心の推進

バリアフリーやユニバーサルデザインには十分配慮し、誰もが安心して利用できる施設とします。また、災害時の帰宅困難者の一時滞在施設としての活用に配慮した施設とします。

③ 動線の明確化

新ホールへのアプローチを独立させ、さらに鑑賞者と出演者の動線を明確に区分します。

④ 駐車場等の考え方

民間事業者が整備した駐車場を賃貸・購入することを視野に入れて、建物全体の中で整理することとします。

⑤ 非常時における文化芸術の役割

東日本大震災を契機に、非常時における２次的な支援として、心の癒しやコミュニティの再生に対する文化芸術の有用性が認識されるようになりました。災害時にも文化芸術の持つ力が十分に発揮できるよう、被災後早期に事業を再開できる施設をめざします。

⑥ 現公会堂の銘板の保存

現公会堂内に設置されている設立時の寄付者銘板を末永く顕彰するため、新ホール内に保存します。

⑦ 新区民センターとの関係性

新ホールの整備と同時期に区民センターも建て替えを予定しています。カフェ・託児室・稽古場・会議室等については、新区民センターにおいて整備をし、施設利用の相互連携を図ります。

なお、現庁舎地活用事業における優先交渉権者選定後において、事業者提案プランを踏まえながら検討します。

6. 整備手法・整備費概算

移転後の現庁舎と公会堂の敷地については、定期借地権を設定した上で、活用を提案する民間事業者を公募する計画です。新ホールは、民間事業者による全体開発のなかで施設を整備し、完成後に区が購入します。

今回の整備手法は、従来の公共工事のように、区が詳細な設計・積算を行う方式とは異なり、区が求める機能や内容を明記した「要求水準書」をもとに、民間事業者が設計から施工まで行います。

この手法により、ホール整備に関し民間事業者がもつ技術力やノウハウを十分に活かすことが可能となるほか、新ホールと民間施設等との相乗効果によるにぎわい創出の提案も期待できます。

専有部分（延床面積 6,000 ㎡）の整備費については、備品費などを含め約 50 億円を想定しています。総整備費は、専有部分に係る購入額と共用部分に係る区の持分の購入額の合算です。今後、優先交渉権者との設計協議、社会経済状況の変化などを踏まえ精査します。

7. 今後の課題

本計画は、新たなにぎわいを生み出し、文化創造の拠点となる新ホール整備の基本的な考えをまとめたものです。

今後は、新ホール整備に向け、民間事業者の選定をはじめとした施設建設のハード面での業務と併せ、事業や運営に係るソフト面の双方の検討を進めていく必要があります。

（1）準備体制

本計画の考え方を体現できる施設とするために、専門的な見地を踏まえ関連部署との連携を図り、多岐にわたる開設準備業務を円滑に推進する体制を構築していく必要があります。

（2） 整備状況の周知・説明など

整備事業の進捗状況を区民に周知するとともに、都内を含めた舞台芸術及び音楽関係事業者に対しても広く情報提供を行い、開館後の運営につなげていきます。

（3）管理運営方法の検討

公の施設の管理運営方法としては、行政が直接運営する方法と、指定管理者として外部の団体等に代行させる方法があります。

今後、新ホールの運営に適切な管理運営方法を選択していきます。

８．整備スケジュール

◇新ホール整備スケジュール（想定）

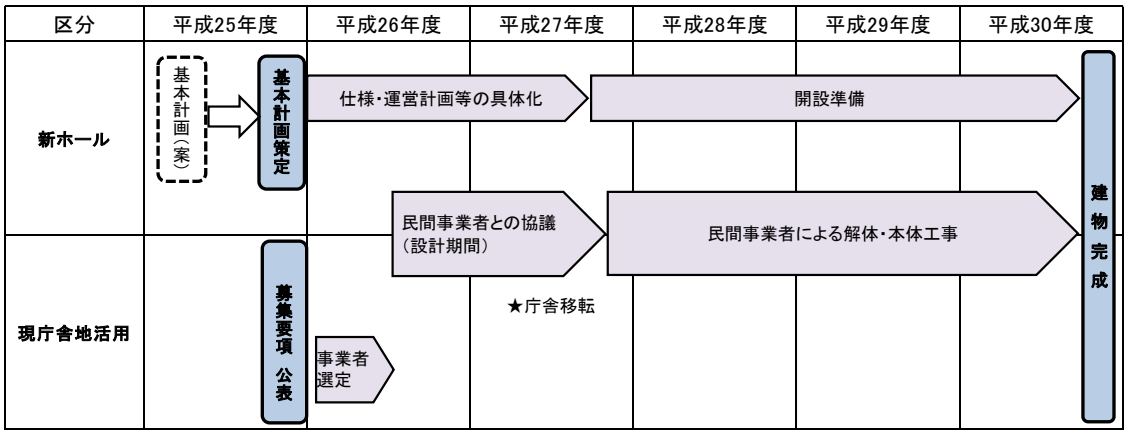

【参考】周辺整備スケジュール

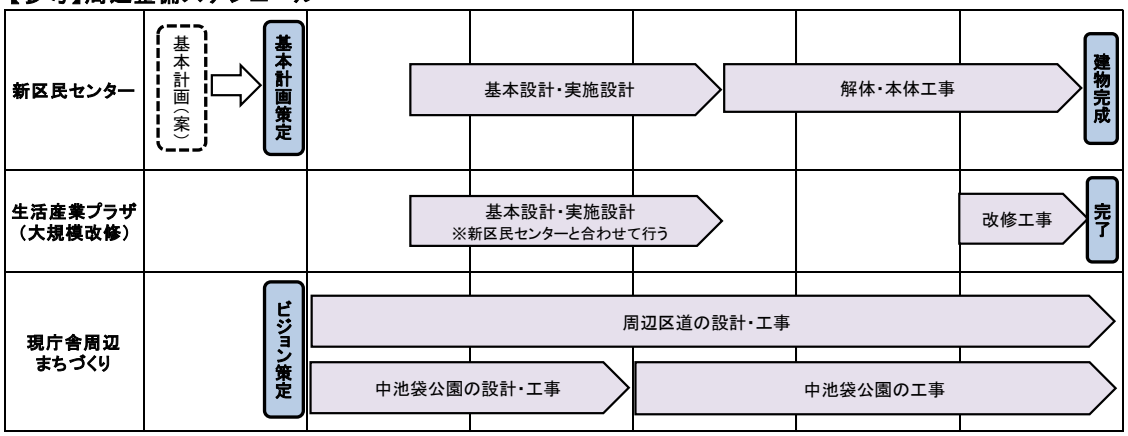

用語注釈

P１	※1	プロモーター	舞台公演や音楽公演の企画・運営を行う事業者。
P２	※2	豊島区 文化芸術振興条例	平成 18 年４月施行。文化芸術の振興についての基本理念と区の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定め、その取り組みによって誇りと活力に満ちた文化の風薫る地域社会の形成を図ることを目的とする。
	※3	豊島区 文化政策推進プラン	平成 22 年３月策定。平成 14 年に「豊島区文化政策懇話会」を設置し、平成 16 年１月に懇話会より受けた提言を継承するとともに、今後の文化政策を展開するための基本的な方向を定めた。
	※4	現庁舎周辺 まちづくりビジョン	地元の方々による「現庁舎まちづくりを考える会」からの提言の趣旨を生かしつつ、現庁舎周辺の将来のまちの姿を示し、まちづくりの方向や公園、区道等の整備を盛り込んだ計画。
P３	※5	地域冷暖房	一般的にはビルごとに設置される空調や給湯の熱源機等を、一定の地域において地域冷暖房プラントに集約し、冷暖房や給湯の蒸気、温水又は冷水等を、配管により供給するシステム。
	※6	ヒートアイランド	都市部の気温がその周辺の非都市部に比べて異常な高温を示すこと。
	※7	バリアフリー	障害者や高齢者などが社会生活をしていくうえで、バリア（障壁）となるものを除去すること。
	※8	ユニバーサル デザイン	年齢、性別、国籍、個人の能力等にかかわらず、始めからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、快適な環境とするようデザインすること。
P４	※9	ホスピタリティ	文化施設等では、心のこもった接遇やもてなしを示す用語として使われる。
P５	※10	レセプショニスト	文化施設等でのチケットのもぎりや客席案内などを業務とする職能の呼称。非常時に観客の避難誘導や救急救命を行う場合もある。
P６	※11	アクセシビリティ	誰もが支障なく施設を利用することができる配慮が施されている度合いを指す。
	※12	ホワイエ	劇場では、入口から客席に至る空間のうち、チケットのもぎり以降客席に至る空間のことを指す。
P7	※13	調整室	音響調整室、調光操作室、映写室など舞台設備を操作・調整するための諸室の総称。
P８	※14	プロセニアム形式	舞台と客席を額縁状の枠（プロセニアム・アーチ）によって明確に区切った舞台形式。
	※15	オーケストラピット 迫（せり）	「オーケストラピット」とは、オペラやミュージカルなどで舞台と客席の間でオーケストラが演奏するための専用のピットを指す。「迫」とは、主舞台床の一部を動力あるいは人力により昇降させ、舞台セットや出演者を奈落から舞台に昇降させるための舞台床機構。オーケストラピットの床を迫として計画することが一般的である。
	※16	大迫（おおせり）	主舞台に計画される迫のうち、比較的大きいものを指す。一般には、大道具や出演者を乗せて奈落と舞台面を昇降する。

Ｐ８	※17　奈落	主舞台の下部空間を示す総称。出演者の登退場や大道具の転換など、演出の重要な役割を担うことがある。
	※18　脇花道	主舞台から同レベルで客席側面壁に沿って伸びる通路上の舞台。
	※19　アーティストラウンジ	出演者が休憩中や出番を待つ際などに利用する休憩・談話のための空間。
	※20　投光室	スポットライト投光室やシーリングライト投光室など、演出用照明機材を設置し、舞台など演出空間への投光を行うための部屋。

［参考資料］

１．豊島区現庁舎地活用に係る新ホール検討会

（１）設置要綱

豊島区現庁舎地活用に係る新ホール検討会設置要綱

（平成２５年４月１日
区　長　決　定）

（設　置）
第１条　豊島区が目指す「文化創造都市」のシンボルになると同時に、池袋副都心全体のまちづくりにおける新たなにぎわいと回遊性を生み出す拠点として新ホールを整備するため、豊島区現庁舎地活用に係る新ホール検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

（所掌事務）
第２条　検討会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。
（１）新ホールの整備に関すること
（２）その他、検討会が必要と認める事項

（構　成）
第３条　検討会は、別記に掲げる職にある者をもって構成する。
２　会長は、区長の職にあるものとし、会務を総括する。
３　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

（招　集）
第４条　検討会は、会長が招集する。
２　会長は必要に応じて、事案に係るメンバーのみで構成される検討会を招集することができる。
３　会長は、必要があると認めるときは、事案の関係者を検討会に出席させ、説明を求めるとともに意見を聞くことができる。

（庶　務）
第５条　検討会の庶務は、文化商工部文化デザイン課が処理する。

附　則
この要綱は、決定の日から施行する。

別記　区長
副区長
政策経営部長
特命政策担当部長
新庁舎担当部長
文化商工部長
地域まちづくり担当部長
企画課長
財政課長
シティプロモーション推進室長
現庁舎地活用担当課長
施設課長
庁舎建設室長
庁舎建築担当課長
生活産業課長
文化デザイン課長
拠点まちづくり担当課長

（2）検討経過等

開催日		主な検討内容等
第 1 回	平成 25 年 4 月 16 日	・会議及び会議の公開について ・新公会堂の整備方針（案）、検討案比較について
第 2 回	4 月 24 日	・新公会堂の整備方針（案）について ・劇場配置検討案について
第 3 回	5 月 9 日	・新公会堂の整備方針について ・劇場配置検討案について　など
第 4 回	5 月 13 日	・新たなホールの方向性について
第 5 回	5 月 20 日	・東京都建築指導課との協議・確認事項について ・新ホールについて　など
第 6 回	6 月 7 日	・新ホールの図面、新ホール）の考え方（案）について ・現庁舎地活用のスケジュール（想定）
第 7 回	7 月 1 日	・新ホールの図面について ・新文化ホール図面の説明
第 8 回	7 月 19 日	・新ホール図面について ・新区民センターと生活産業プラザについて
第 9 回	8 月 7 日	・新ホール専門家アドバイスの報告 ・利用者アンケート、利用者懇談会概要について　　など
第 10 回	8 月 22 日	・新ホールと他ホールとの断面比較検討図について
第 11 回	9 月 6 日	・新ホール案のホスピタリティ、アクセシビリティ向上について ・施設利用ニーズ調査候補先について　など
第 12 回	10 月 16 日	・新ホール基本計画、要求水準書について ・今後のスケジュール　など
第 13 回	11 月 25 日	・今後のスケジュール ・新ホール基本計画について
第 14 回	12 月 5 日	・新ホール基本計画、新区民センター改築基本計画について
第 15 回	平成 26 年 2 月 6 日	・新ホール「要求水準書」の内容について ・新ホール整備費について
第 16 回	3 月 14 日	・「（仮称）豊島区新ホール基本計画」策定について

2. 利用者アンケート

目的：区民やアマチュア活動団体等、一般の意見を聴取し、新ホール整備の参考にするため。

方法：過去 3 年間に豊島区公会堂を利用した団体にアンケート用紙を郵送。

期間：平成 25 年 7 月 29 日（月）～平成 25 年 8 月 13 日（火）

結果：配布票数 321 票　回収票 105 票　有効回収票 105 票　回収率 32.7%

回答：選択肢 3 つまでの複数回答（「利用団体と活動内容」を除く）

調査結果（概要）：

●利用団体と活動内容

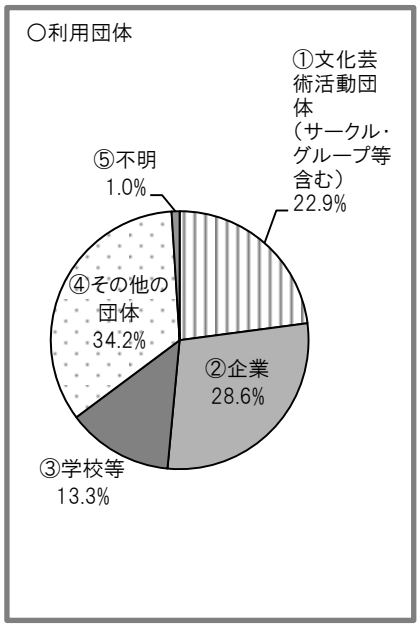

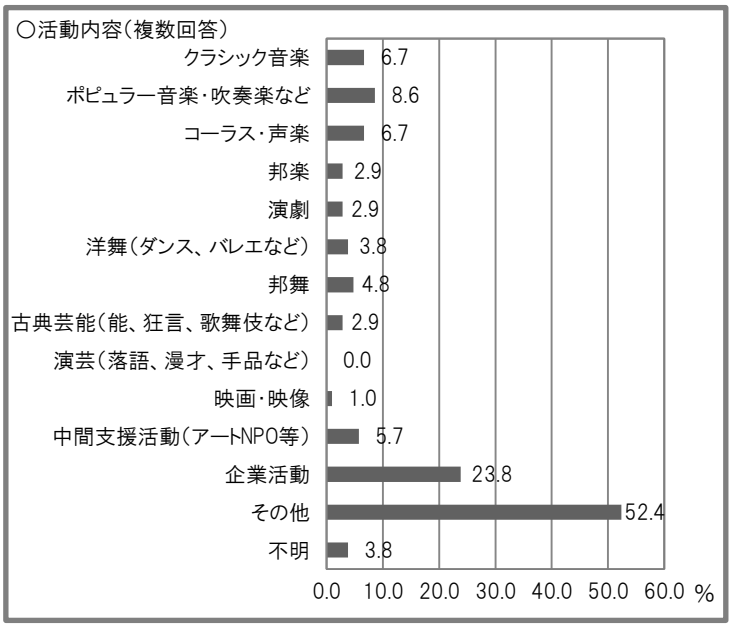

●現公会堂の設備・運営について

✦ 客席関連

①、②の割合が多く、その他施設の老朽化、ホールの空調、楽屋についての意見等が寄せられています。

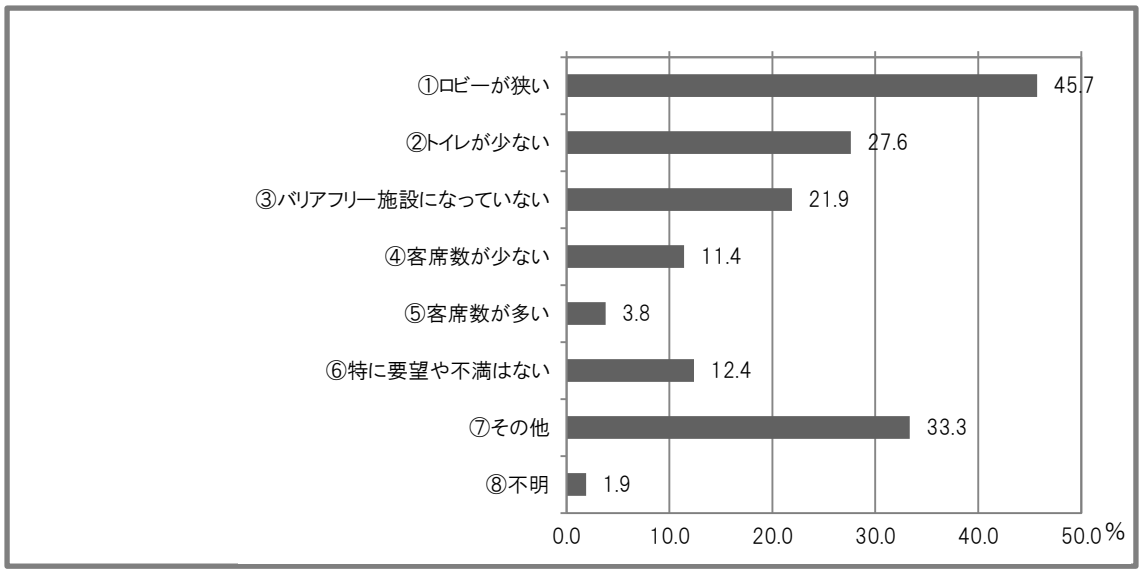

✦ 舞台・周辺関連

①は特に企業からの回答が多く、②、③は文化芸術活動団体からの回答が多い結果となっています。

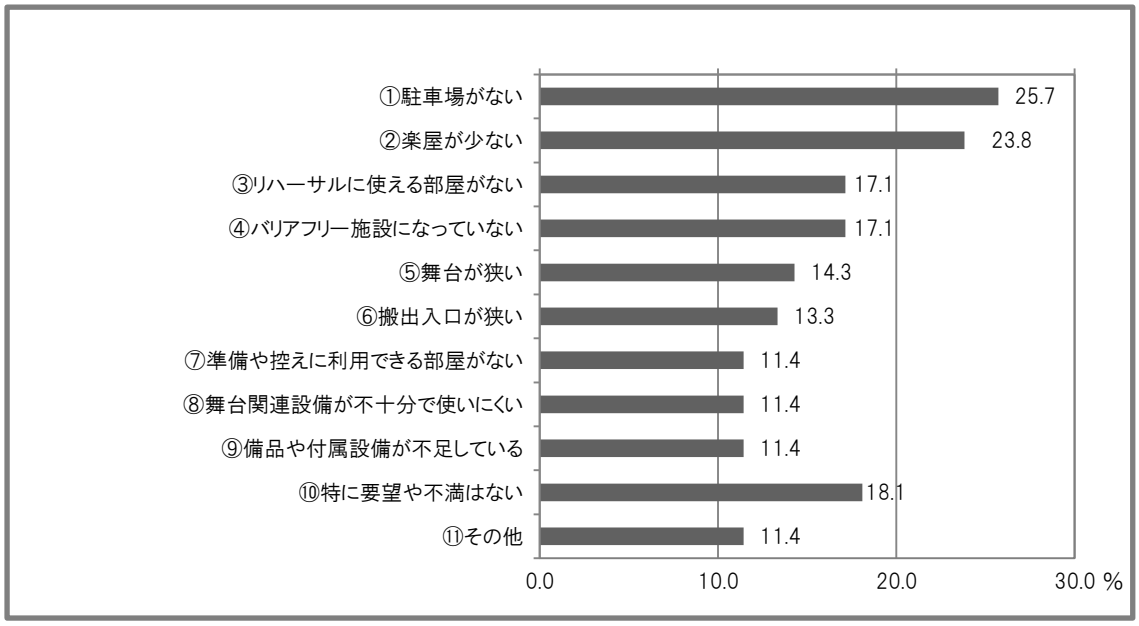

✦ 運営

①は特に企業からの回答が多く、②、③は文化芸術活動団体からの回答が多くなっています。利用者の属性や目的により、要望が多岐にわたっています。

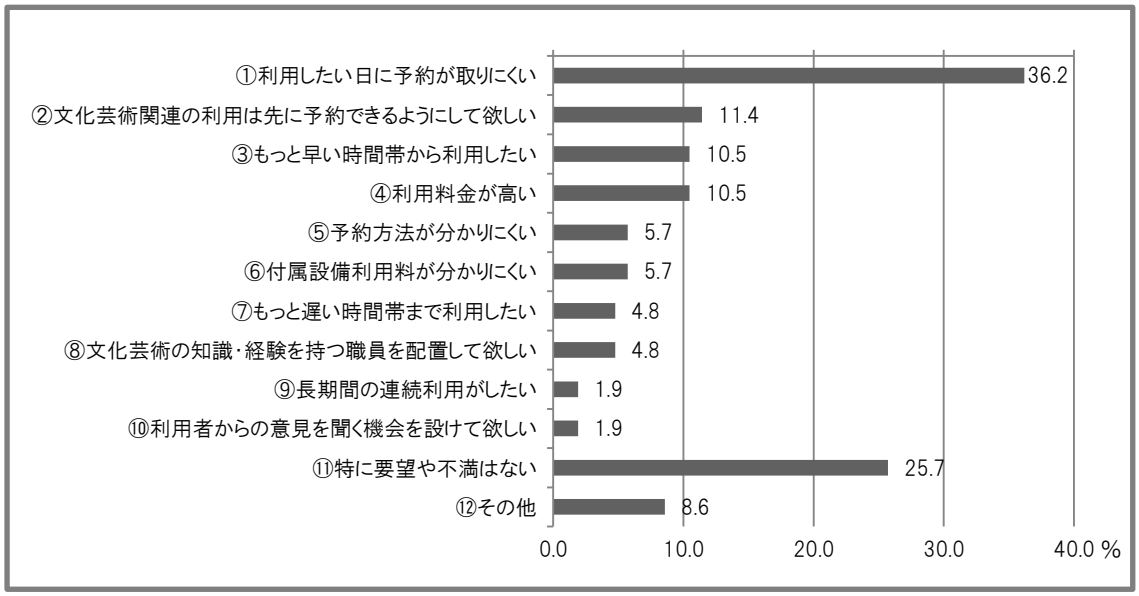

●<u>利用している理由</u>

①、②の順に多くなっています。

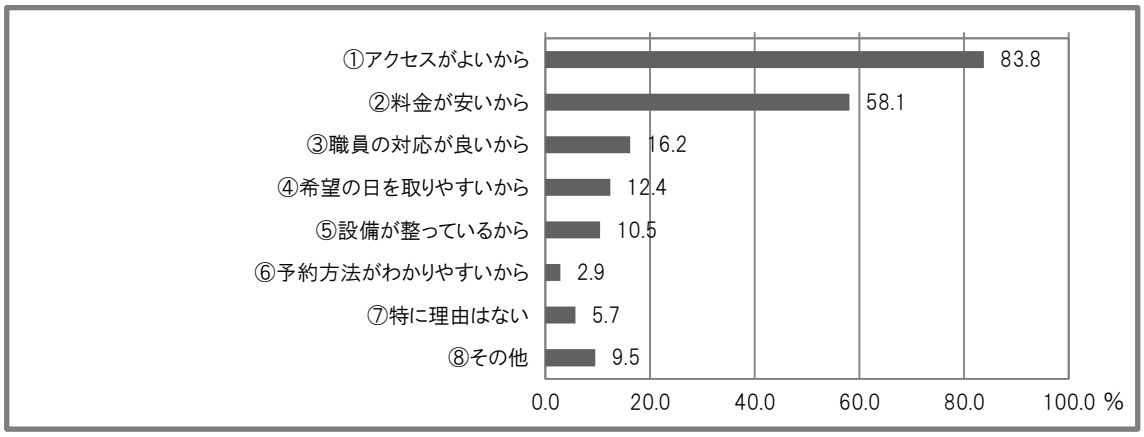

●新ホールへの期待

✦ 期待すること

①が最も高いものの、他の回答も一定数得られました。

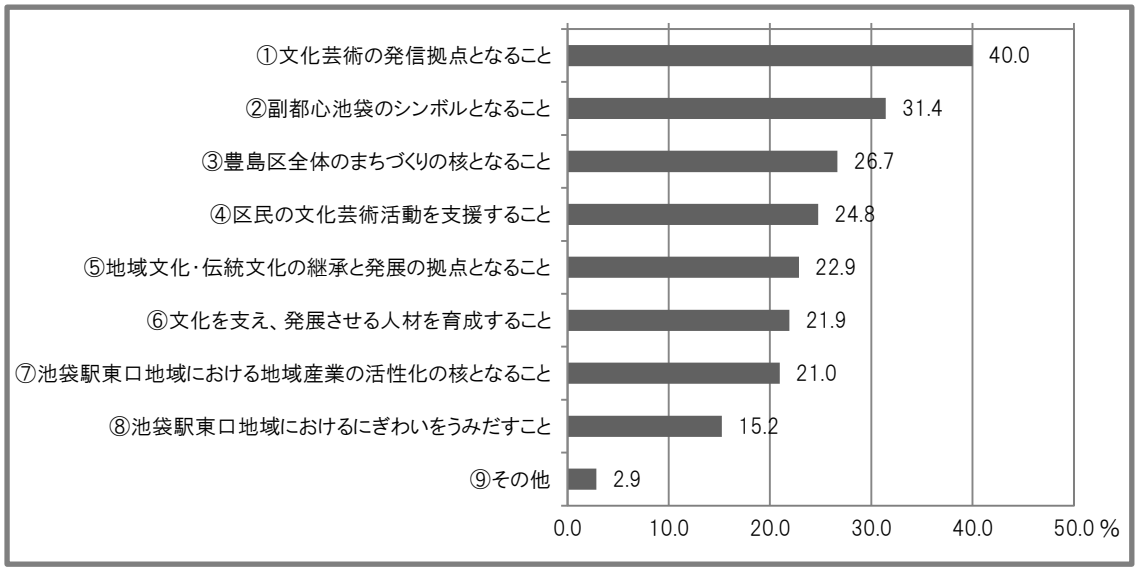

✦ ホール以外の機能

①、②、③の順に多くなっています。

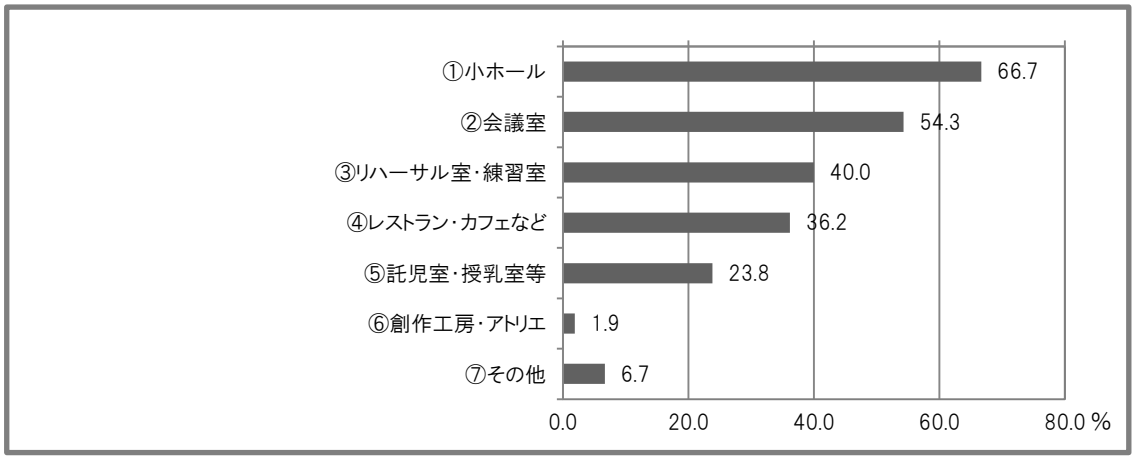

✦ 運営面

①、②、③の順に多くなっています。

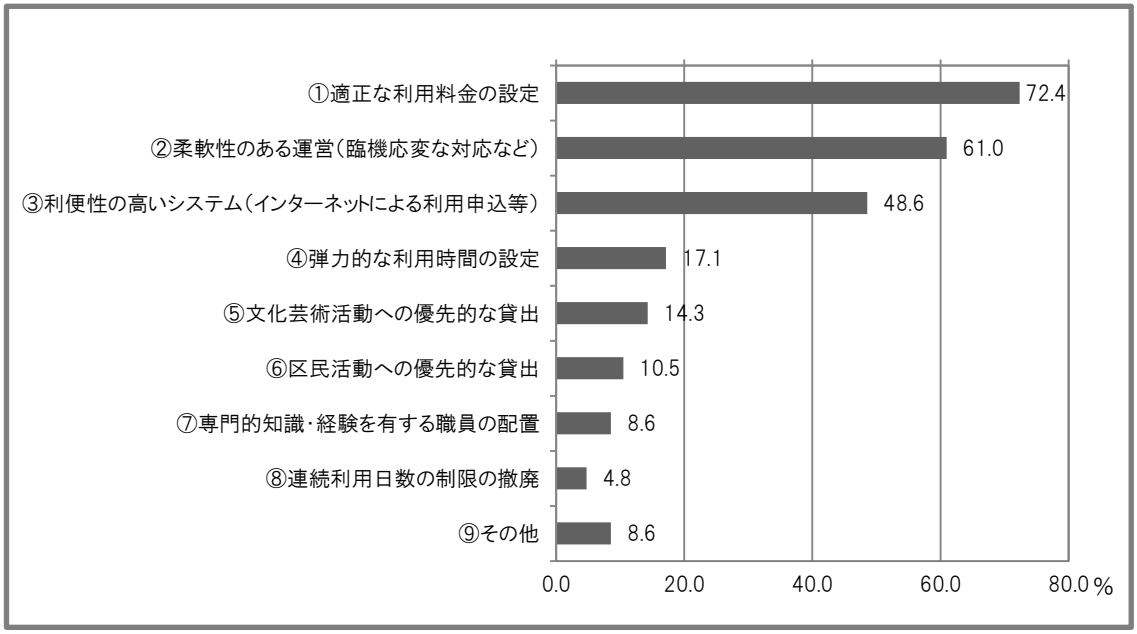

３．懇談会意見

豊島公会堂をはじめとする区内施設の利用団体（11 団体）から、新ホールの機能および運営についての参考意見を聴取した。

【開催実績】

第１回　8 月 22 日（木）　午後 7 時～8 時 30 分 生活産業プラザ多目的ホール
第２回　9 月　6 日（金）　午後 7 時～8 時 30 分 生活産業プラザ展示場
第３回　9 月 19 日（木）　午後 7 時～8 時 30 分 生活産業プラザ展示場

主な意見	基本計画
1,200 席では小学校１学年が全員入れない。また、興行的に採算が取れないのではないか。	客席は３階席まで設け、1,300 席以上とします。
前に座った人の頭で舞台が見にくくならないようにしてほしい。	客席の配置にも配慮をし、快適性向上に努めた計画とします。
搬入口、搬入用エレベーターは大きい方がいい。	11ｔトラックなど大型車両による搬出入に対応し､応分の荷捌きが可能な搬入口、舞台の搬出入専用エレベーターを設けます。
区民の優先利用期間の設置、開館時間の延長など。	詳細については、今後、「管理運営計画」においてとりまとめていきます。

４．ニーズ調査

目的：興行を行う事業者やプロモーターに対し、新ホールへの関心の有無を調査するため。

方法：都内近郊で興行を行なう事業者・プロモーターにアンケート用紙（回答書）を郵送。

期間：平成 25 年 9 月 25 日（水）～10 月 2 日（水）

結果：配布数 162 団体　回収数 37 団体　　回収率 22.8％

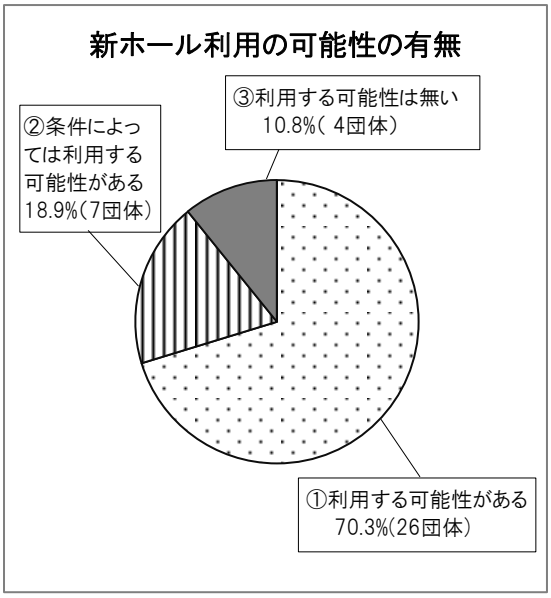

①「利用する可能性がある」回答理由
（複数回答）

客席数	16 団体
「池袋」という地域イメージ	13 団体
同封の説明資料を見て	12 団体
立地の利便性	22 団体

②「条件によっては利用する可能性がある」で挙げられた利用する場合の条件

・利用料金体系
・長期利用の可能性
・ホール専用搬入口、搬入経路の確保
・駐車場の確保・舞台設備の充実 等

（仮称）豊島区新ホール基本計画

平成２６年（2014年）3月

編集・発行：豊島区 文化商工部 文化デザイン課
電話：０３－3981－1193
E-mail：A0014400@city.toshima.lg.jp